

2014年11月5日

大飯原発訴訟控訴審第1回口頭弁論

福島原発事故による被害を 繰り返さないために



伊方原発訴訟が闘われた伊方原発
2014年4月 撮影 海渡雄一

被控訴人代理人
弁護士 海渡雄一



津波と地震による全電源の喪失

福島第一原発を襲った地震と津波



地震で、すべて倒壊した 福島第1原発の外部電源



すべて、使えなくなった 非常用ディーゼル発電機

浜岡原発訴訟では原告は地震と津波を原因として非常用ディーゼル発電機の同時故障の可能性を指摘していた。



非常用ディーゼル発電機（浜岡原発4号炉）



福島原発事故の原因

- 津波対策の不備については、検察審査会の起訴相当の議決を受け、東京地検が再捜査中である。
- 国会事故調は、津波到達前に非常用ディーゼル発電機が停止した例などの具体的根拠を指摘し、津波だけでなく、地震によって今回の事故が発生したと指摘している。
- 津波についても地震についても、原発事故の原因となることが多くの専門家によって指摘されていたが、東電も国もこれを無視した。
- この事故は国会事故調が指摘するように人災そのものである。

検察審査会は東電会長・副社長を 起訴相当と判断した

- 2014年7月31日、東京第五検察審査会は、昨年9月9日に東京地検が不起訴処分とした東電元幹部のうち、勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長について、福島原発事故を引き起こした津波は予見可能であり、対策をとることも可能であったとして、業務上過失致死傷罪で「起訴相当」とする議決書を公表した。



左から
被疑者勝俣
武藤、武黒



津波到達前に停電

- 事故の進展を決定的に悪化させた非常用交流電源の喪失について、東京電力中間報告書、政府事故調の中間報告書、保安院の「技術的知見について」など全てが「津波による浸水が原因」とし、津波第1波は15時27分ごろ、第2波は15時35分ごろとしている。
- しかしこれらの時刻は、沖合1.5kmに設置された波高計の記録上の第1波、第2波の時刻であり、原子力発電所への到着時刻ではない。
- 1号機A系の非常用交流電源喪失は、津波によるものではない可能性がある指摘している。



1号機原子炉建屋4階での出水 を目撃した作業員の証言

- 地震発生当時、1号機原子炉建屋4階で作業していた東京電力の協力企業社員数人が、地震直後に同階で起きた出水を目撃したと証言している。
- この4階は非常用復水器ICの大型タンク2基が設置され、IC配管等が取り回されている箇所である。
- 国会事故調は、出水が5階の使用済み燃料貯蔵プールの地震時のスロッシングによる溢水でないことをほぼ断定しているが、現場調査ができないため、出水元は不明であるとしている。



1号機逃し安全弁の操作音を聞いた者がいない

- 1号機の逃がし安全弁（SR弁）に関しては、2、3号機には存在するのに、事故時、必要なときにそれが実際に作動したことを裏づける弁開閉記録が存在しない。
- さらに、2号機の場合は、中央制御室や現場でSR弁の作動音が頻繁に聞こえたが、1号機の運転員の中に1号機のSR弁の作動音を耳にした者は一人もいないことも分かったとしている。
- この点からも1号機では地震動による小規模のLOCAが起きていた可能性があるとしている。



司法に責任はないのか



地震による複数同時故障を 否定した浜岡原発静岡地裁判決

- 耐震設計審査指針等の基準を満たしていれば安全上重要な設備が同時に複数故障することはおよそ考えられない
- 原告らが主張するような複数の再循環配管破断の同時発生、停電時非常用ディーゼル発電機の2台同時起動失敗等の複数同時故障を想定する必要はない



抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を 国の施策上むやみに考慮することは避け なければならない

- 「想定東海地震を超える地震動が発生するリスクは依然として存在する」として原告の主張立証が一応なされたことを認めつつ、「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」
- このような司法による原発安全神話への追従が、福島原発事故の一因となっていることを、裁判に携わる者は真摯に反省しなければならない。

判決の誤りは自然が証明するだろう



- 2007年10月26日浜岡原発訴訟判決の日に静岡地裁前で石橋克彦氏は「この判決が間違っていることは自然が証明するだろうが、そのとき私たちは大変な目に遭っている恐れが強い」と述べた。福島原発事故はこの予言の現実化であった。
- 浜岡訴訟で勝利できていれば、全国的に原発の地震対策が強化され、今回の福島における悲劇を未然に防止できた可能性がある。
- 司法はこの経験を深刻に反省しなければならない。



多くの命が喪われた

請戸の浜に立つと今も助けを求める泣き声が聞こえる。翌朝の救助活動の準備のために浜を回った消防団員は、多くの被災者の助けを呼ぶ声を聞いていた。
(浪江町安達運動場仮設住宅自治会長本田昇さん)



福島第一原発の煙突



スピーディの情報秘匿は 津波被災者の早期搜索を不可能にした

- 浪江町請戸では甚大な津波被害を受け、沿岸部の生存者の搜索が12日早朝から予定されていた。
- 全員避難命令によって搜索は中止された。
- 沿岸部は低線量で、町民が避難した津島地区は非常に高線量であった。
- 深夜に浜を回った消防団員はうめき声や壊れた家の中から者を叩く音を聞いていた。
- スピーディの情報秘匿は助けられたかもしれない被災者の命を奪った可能性がある。



何人かの尊い命が救えた可能性があった

- 3月12日午前5時44分、突如、原子力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令されたことをテレビで知りました。
- この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方不明者の搜索活動が中止となりました。
- この時、搜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思います。
- 本格的に行方不明者の搜索を実施したのが、放射線量が低いことが確認され、福島県警及び消防署は4月14日から、自衛隊が5月3日と一カ月以上経過してからのことでした。

海岸に立つマリンセンターの廃墟
波は屋上を超えたが、浸水を免れたレストランには3.11の
新聞が残されていた



ここでは182名がなくなった。38名は特例死亡
マリンセンターの屋上から見た請戸の浜
二年間 時間が全く止まっている。

この線量は0.2マイクロシーベルト以下
スピーディが正確に公開されていれば、早期の捜索で
救えた命があった





広河隆一氏撮影『新人間の戦場』より
2011年4月 請戸の浜でこどもの遺体を運ぶ警察官

子どもの遺体を運ぶ警察官。浪江町請戸・福島県。2011年
Police officers carry the body of child. Ukedo, Namie, Fukushima prefecture. 2011



大震災の日から約1ヶ月後に実施された搜索

行方不明者の搜索は、放射能の恐れがあるため、大震災発生の日から1か月も後に行われた。浪江町請戸・福島県。2011年
Searches for missing people are still conducted more than a month after the Great Earthquake because of radiation. Ukedo, Namie, Fukushima prefecture, 2011

新聞販売店に積まれ、配達されなかった3月12日の朝刊





2011. 3. 25 近藤駿介最悪シナリオ



福島第一原子力発電所の
不測事態シナリオの素描

平成23年3月25日
近藤 駿介

もっと大きな被害が起こりえた

- 最悪の事態は4号炉の使用済み燃料プールの崩壊
- プール床は傾いている。
- 数千トンの燃料集合体が保管されている。
- 燃料プールは上層階。
- 大きな余震が来れば、燃料プールがひっくり返る・崩壊する可能性がある。
- 東京の避難も必要となる可能性がある。





2011年3月15日

日本は破滅の淵に瀕していた

- 15日早朝の時点でも、1Fには720名程度の作業員が残り、事故対策に当たっていた。緊急対策に必要な緊急対策本部の要員数は400人と定められていた。
- 15日の朝5時30分頃、菅総理が東電本店に来て東電の社員を前に、撤退しないでほしいと演説した。
- この演説の直後に1Fの4号機で爆発が生じ（東電と政府関係者は2号機が爆発したと考えた）、放射線量が1時間あたり10000マイクロシーベルトを超えて上がり、作業員650名の退避の作業が始まった。
- この時点で退避した者にはグループマネージャーや運転員も含まれており、残された70名では、この日の午前11時すぎまで、原子炉の圧力や水位の計測すら不可能となっていた。
- 文字どおり、事故原発は一時管理不可能な状態に陥ったのである。
- その後、原発周辺の線量が下がりはじめ、少しずつ幹部職員や運転員を戻して、事故対応を続けることができたが、それは僥倖であったといわなければならない。



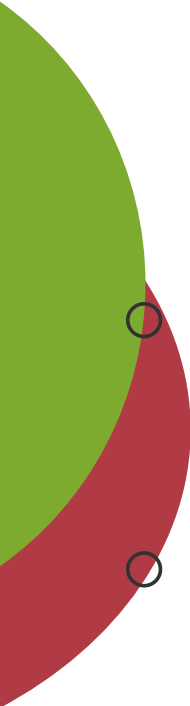
つねに福島**の**悲劇に立ち返る

山木屋事件 原発事故自死に 損害賠償の判決

- 川俣町山木屋で養鶏業を営んでいた渡辺はま子さんは、長引く避難生活の中で、2011年7月に一時帰宅した自宅近くで、焼身自殺した。
- 福島地裁いわき支部は8月26日事故と自殺との因果関係を認め、4900万円の支払いを東電に命じた。
- 東電は判決に控訴せず、渡辺さんに謝罪した。



はま子さんの遺影に訴訟の経過を報告する幹夫さん



原発事故が奪った 山木屋の自然と生活

- 渡辺さんは、農家の家に生まれ、生まれてからずっと山木屋で過ごした。自然にあふれ、春の新緑、秋の紅葉が美しく、初夏にはホタルが飛び交う里山であった。
- 渡辺さんは、夫と3人の子に恵まれ、平成10年には孫にも恵まれた。
- PTAの役員をしたり、区長を務める夫を積極的に補佐したり、山木屋地区のママさんバレーに参加する等積極的に周囲に関わる性格であった。
- 平成12年には、自宅も新築し、事故当時、渡辺さんは、夫とともに近くの養鶏場で働き、夫と2人の子らで生活していた。

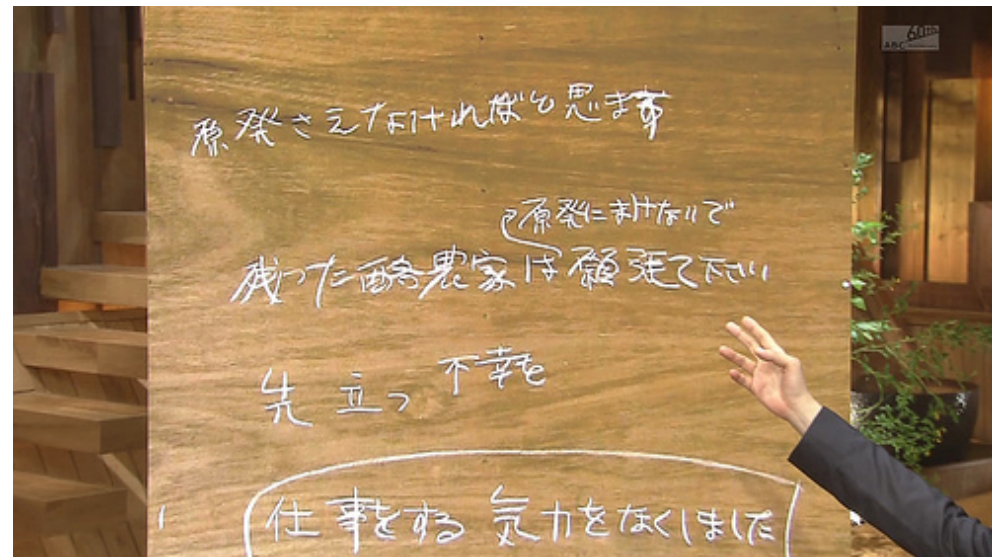


原発事故がなかったら、渡辺さんが自死することはなかった。

- 原発事故がなかったら、避難生活はなかった。
- 避難生活がなかったら、山木屋を失うことはなかった。
- 避難生活がなかったら、家族や近所の人バラバラにならずにすんだ。
- 避難生活がなかったら、自宅のローンの心配をする必要はなかった。
- 避難生活がなかったら、仕事を失うこともなかった。
- 避難生活がなかったら、不自由なアパート暮らしをする必要もなかった。
- 原発事故がなかったら、渡辺さんが自死することはなかった。

酪農家、キャベツ農家の死

- 福島県相馬市の酪農家菅野重清さん(54)は、妻のバネッサさんと息子二人を残し、堆肥小屋の壁に「原発さえなければ」の遺書を残し自殺した。
- 遺族は2013年5月東京電力を提訴した。

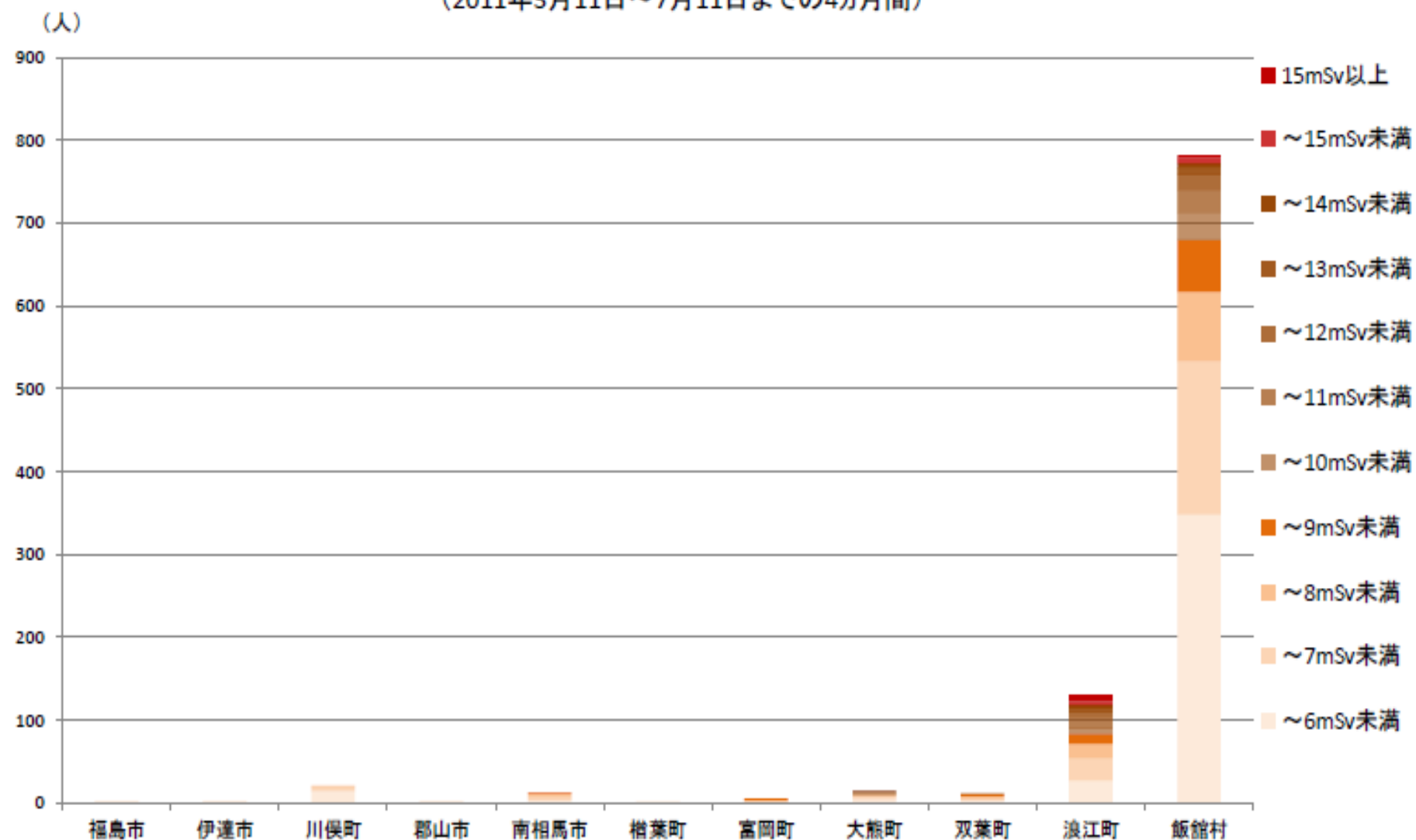




飯舘村の悲劇

- 事故直後の14－16日には一時間あたり40マイクロシーベルト(年間に換算すると350ミリシーベルト)の測定結果が得られていた。正確な線量は市民には知らされなかった。
- 早期の避難を求めた専門家もいた(京大の今中哲二氏ら)が、避難が遅れたために福島県内で最大の被曝となってしまった。
- 安全であると宣伝を続けた山下俊一氏、高村昇氏らには重大な責任がある。
- 3000人を超える飯舘村民が11月に損害賠償の申立をする。

初期被曝量推計が5ミリシーベルトを超えた回答者のいる市町村
(2011年3月11日～7月11日までの4ヵ月間)



資料: 県民健康管理調査 (福島県) 初期被曝量推計結果
2013年6月5日発表(6月25日訂正)
5mSv以上の回答者がいる市町村を被曝線量別の実数で表示

作図: 佐久間淳子

屠畜されるために連れて行かれる のに抵抗する長谷川健一さんの乳牛





3年半を超えた避難生活は 被災者の苦悩を深めている

(2014年3月20日浪江町事件ADR和解勧告案)

- 避難先での避難生活の継続を余儀なくされ、その期間は既に3年を迎えており、本来暫定的・一時的であるはずの避難生活が長期化している上、帰還の目途も全く立たない。
- 申立人らは、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難であり、自らの将来について不安を増幅させざるを得ない状態に置かれている。
- 進学・転学や就職・転職、結婚・出産、他地域への転居といった人生設計上の重要な選択においても、「今の(避難)生活がいつまで続くのか」「帰還は(いつ)できるのか」を予測し難い現状では、決断を下すことが困難であり、その結果として、将来に対する希望や生きがいを見出せなかったり、生活設計が立てられず、不安定な現状の継続を強いられたりして、不安感や焦燥感、無力感を募らせている。



福島原発事故の悲劇を繰り返さない ことこそが司法の使命

- このような悲劇を二度と繰り返してはならない。
- 事故の原因を徹底して明らかにし、事故を引き起こした組織と個人の法的な責任を明らかにしなければならない。
- 線量データなど、重要な情報を市民に隠してはならない。
- 事故を繰り返さぬため、国は脱原発を決断しなければならない。
- 国が決断できないなら、司法こそ市民の付託を受けて危険な原発の稼働を停止させなければならない。